

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟（以下「光創起研究棟」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 光創起研究棟は、時空を超えて光を自由に操ることにより、より良い社会を実現するために用いる。

(事務)

第 3 条 光創起研究棟の事務は、学術情報部産学連携支援課において処理する。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、光創起研究棟に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 94 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日規則第 93 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。